

## au でんき供給約款（北陸電力・auEL）料金表 新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p>au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、<b>KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）</b>が定めます。本料金表のほか、<b>KDDI</b>のWEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびに au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連する KDDI が定める諸規程（KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>	<p>au でんき供給約款（北陸電力・auEL）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、<b>au エネルギー&amp;ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）</b>が定めます。本料金表のほか、<b>KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）</b>の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびに au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連する <b>auEL または KDDI</b> が定める諸規程（<b>auEL または KDDI</b> が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>
<p><b>1 契約種別</b>                      （略）                      1 - 2 でんきLプラン（北陸D）                      （略）                      (3) 契約容量                      au でんき約款 5（契約電流および契約容量）（2）によります。契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、北陸電力、<b>KDDI</b> または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。                      （略）</p>	<p><b>1 契約種別</b>                      （略）                      1 - 2 でんきLプラン（北陸D）                      （略）                      (3) 契約容量                      au でんき約款 5（契約電流および契約容量）（2）によります。契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、北陸電力、<b>auEL</b> または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。                      （略）</p>
<p><b>3 料金の算定期間</b>                      料金の算定期間は、1の暦月の起算日（<b>KDDI</b> が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。</p>	<p><b>3 料金の算定期間</b>                      料金の算定期間は、1の暦月の起算日（<b>auEL</b> が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。</p>

<p><b>5 日割計算</b></p> <p>(1) <b>KDDI</b> は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>5 日割計算</b></p> <p>(1) <b>auEL</b> は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(略)</p>
<p><b>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</b></p> <p>(1) 料金その他の au でんき約款および料金表によって <b>KDDI に支払いを要することとなったお客さまの債務（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）</b> については、<b>KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）</b> までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、<b>KDDI が指定した様式によって、KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）</b> により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され <b>KDDI が請求書等</b> を書面により発行する場合には、<b>KDDI は、</b> 下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）を申し受けます。</p> <p>(略)</p> <p>イ <b>KDDI が指定した金融機関等</b> を通じて、お客さまが指定する口座から <b>KDDI の口座へ</b> 毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ <b>KDDI が指定した金融機関等</b> を通じて、お客さまが <b>KDDI の指定するクレジット会社との契約</b> にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 料金等について、<b>KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、</b> お客さまの承諾をえて、<b>KDDI の指定する支払期ごと</b> に支払っていただくことがあります。</p> <p>(4) 料金等は、次のときに <b>KDDI に対する支払い</b> がなされたものといたします。</p> <p>(略)</p> <p>ロ <b>クレジットカード払い</b> により支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により <b>KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき</b>。</p>	<p><b>7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法</b></p> <p>(1) <b>auEL は、</b> 料金その他の au でんき約款および料金表に<b>基づく債権（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）</b> について、<b>KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）</b> までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、<b>auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）</b> により支払っていただきます。</p> <p>なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され <b>auEL または KDDI が請求書等</b> を書面により発行する場合には、<b>auEL または KDDI は、</b> 下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）を申し受けます。</p> <p>(略)</p> <p>イ <b>auEL または KDDI が指定した金融機関等</b> を通じて、お客さまが指定する口座から <b>auEL または KDDI の口座へ</b> 毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</p> <p>ロ <b>auEL または KDDI が指定した金融機関等</b> を通じて、お客さまが <b>auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約</b> にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 料金等について、<b>auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、</b> お客さまの承諾をえて、<b>auEL または KDDI の指定する支払期ごと</b> に支払っていただくことがあります。</p> <p>(4) 料金等は、次のときに <b>auEL または KDDI に対する支払い</b> がなされたものといたします。</p> <p>(略)</p>

<p>ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(略)</p>	<p>ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(略)</p>
<p><b>8 延滞利息</b></p> <p>お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。</p>	<p><b>8 延滞利息</b></p> <p>お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の auEL または KDDI が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、auEL または KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。</p>
<p><b>9 違約金</b></p> <p>(1) お客さまが au でんき約款 30（供給の停止）(1)または au でんき約款 40（解約等）(1)へに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDI が決定した期間といたします。</p>	<p><b>9 違約金</b></p> <p>(1) お客さまが au でんき約款 30（供給の停止）(1)または au でんき約款 40（解約等）(1)へに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、auEL は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、auEL が決定した期間といたします。</p>
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、KDDI は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ KDDI の指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、auEL は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ auEL の指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p>

<p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから <b>KDDI</b> にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。</p> <p>(略)</p>	<p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから <b>auEL</b> にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。</p> <p>(略)</p>
<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(3)燃料費調整単価等の揭示</p> <p><b>KDDI</b> は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は <b>KDDI</b> の指定するホームページで公開いたします。</p>	<p><b>11 燃料費調整</b></p> <p>(略)</p> <p>(3)燃料費調整単価等の揭示</p> <p><b>auEL</b> は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は <b>auEL</b> の指定するホームページで公開いたします。</p>
<p><b>12 契約者等に係る情報の利用</b></p> <p>au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 <b>KDDI</b> の定める「<b>KDDI プライバシーポリシー</b> (<a href="https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/">https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/</a>)」が適用されます。</p>	<p><b>12 契約者等に係る情報の利用</b></p> <p>au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 <b>auEL</b> の定める「<b>au エネルギー &amp; ライフ プライバシーポリシー</b> (<a href="http://kddi-l.jp/X96">http://kddi-l.jp/X96</a>)」が適用されます。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p><b>この料金表の実施期日</b></p> <p>この料金表は、<b>2022 年 4 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p><b>この料金表の実施期日</b></p> <p>この料金表は、<b>2022 年 7 月 1 日</b>から実施いたします。</p>